

「学校安心ルール」

大阪市立加島小学校 3～6 年用

対応 段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な 約束ごと	・嘘をつかない ・ルールを守る ・人に親切にする ・勉強する				
第1段階	・学校をずる休みする ・授業時間におくれる ・授業をさぼる	・いやがることを言う ・ことばやしぐさでからかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う	・いやがることを言う ・ことばやしぐさでからかう、ひやかす ・無視をして指導を聞かない	・自分の机等に落書きする ・教室や学校の物をかってに使う ・教室や学校の施設にいたずらする	・その場で注意・指導 ・別室における個別指導および家庭連絡 ・奉仕活動または学習課題
第2段階	・授業に関係のないことをするなど、授業のじゃまをする ・授業をさぼり校内でたむろする	・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・物をかくす	・悪口、かげ口を言う ・バカにしたようなことをしたり言ったりする ・大声を出すなど、指導のじゃまをする ・物をかってに使う ・物をかくす、こわす	・教室や学校の物をこわす ・夜中に家から出歩き徘徊する（「大阪府青少年健全育成条例」による） ・カードやゲーム等で少額の賭けごとをする	・別室における複数の教職員による個別指導および家庭連絡 ・数日間の奉仕活動または学習課題
第3段階	・授業中に大声を出す、暴れるなど、深刻な行為で授業のじゃまをする ・テストのじゃまやカンニングをする ・学校をさぼり地域でたむろする	・おどすようなことをしたり言ったりする ・いやがることを無理やりさせる、力づくでする ・押す、突き飛ばす、ぶつかる、プロレス技をかけるなどの暴力をふるう ・物をこわす、すてる	・おどすようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう ・物をなげつける	・大規模な器物破損 ・窃盗行為 ・掛け金が多額であったり強要したりするなどの悪質な賭けごと ・万引き・飲酒・喫煙 ・無免許運転	・一定期間の別室における個別指導および学習指導 ・警察へ相談し、関係機関（警察・少年サポートセンター・こども相談センターなど）と連携した指導
第4段階		・殴る、蹴るなどの強い暴力をふるう ・万引きや他人への暴力を強要する ・金品をうばう、盗む	・殴る、蹴るなどの強い暴力をふるう ・ケガをさせる ・危険物（刃物等）を所持して、おどす	・危険物（刃物）の所持 ・違法薬物の所持・使用・販売行為 ・窃盗行為・痴漢行為 ・放火・強制わいせつ ・強盗	・警察へ通報し、関係機関（警察・少年サポートセンター・こども相談センターなど）と連携した指導や対応
第5段階		極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為	極めて重い暴力・傷害行為		警察・こども相談センター、児童自立支援施設等における対応